

12月定例会

令和5年第4回定例会が12月11日から21日までの11日間の会期で行われた。

初日（11日）は1件の専決処分の報告があり、条例の一部改正、補正予算など23議案の提案理由の説明があった。条例の一部改正などについては、それぞれ常任委員会に付託し、補正予算については、予算特別委員会に付託した。また、選挙管理委員4名及び同補充員4名を指名推薦により決定した。他に、議員発議による条例の制定について可決した。

2日目（20日）は、6議員が一般質問を行った。

最終日（21日）は、各常任委員会委員長及び予算特別委員会委員長より、付託された議案についての審査の経緯と結果の報告後、採決を行った。初日に提案理由の説明があった23議案について全て原案のとおり可決した。また条例についての追加議案があり、提案説明を受け質疑討論を経て可決した。

定例会の主な（総括）質疑内容

●養老町公共下水道施設管理運営基金条例等の廃止

問 農業集落排水施設管理運営基金の残額と廃止後の行先は。また、一般会計で対応しているコミュニティプラント事業の今後の方針は。

答 残額4858円で維持管理費に充当する。コミュニティプラント事業は今後も一般会計で対応していく。

●養老町一般会計補正予算（第5号）

問 公文書において「障害」の漢字の「害」をひらがなの「がい」に表記するよう、条例や規則で定めている自治体があるが、当町においても条例や規則で定めていく考えはあるか。

答 条例や規則・法令などに規定される用語・名称・団体・固有名詞以外はひらがな表記としている。十分精査していく。

総務民生委員会への付託議案

●督促手数料の廃止に伴う関係条例の整備に関する条例の制定

問 昨年度における督促手数料の件数と金額は。

答 4税については、督促状発送件数が8421件、督促手数料合計金額が70万5100円。以下、督促手数料件数とその金額として、介護保険料330件、3万3000円。後期高齢者医療保険料475件、4万7500円。教職員住宅0件。公共下水道事業455件、4万5500円。コミュニティプラント事業129件、1万2900円。農業集落排水事業18件、1800円。

答 未納がある場合に、各税の各納期ごとに、納期限後20日以内にそれぞれ督促状を発送している。督促状は1回しか発送できないので、それ以降は催告書という形で送付している。

問 督促手数料廃止により経費はどのように変わるか。

答 督促状を発送する経費以外に、督促手数料のみの納付書を発送する経費が生じていたが、督促手数料廃止に伴い、その郵送料、用紙代、封筒代、人件費などの経費が削減される。

●養老町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正

問 現在の会計年度任用職員数は。また、そのうちフルタイムは何名か。

答 全体で約290名で、うちフルタイムは約10名。

●養老町税条例の一部改正

問 今回の改正により、既存の県税の森林環境税とは別に、国税の森林環境税を新たに徴収するということか。

答 既存の県税の森林環境税とは別に、新たに国税の森林環境税として、町民税均等割りに併せて年額1000円課税される。県税の森林環境税は、河川や農地を含む自然環境の保全や再生を目的として、森林所有者が行う森林整備に関する事業への財源としていることに対して、国税の森林環境税は、主に、森林所有者が自ら管理できない森林を市町村が所有者に代わって整備するための財源とすることを目的とされている。

産業建設委員会への付託議案

●養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

問 農業集落排水事業を地方公営企業法に適用することにより、事務内容はどう変わるか。

答 地方公営企業法に適用することにより企業会計となるため、会計方式がより複雑となる。企業会計について専門的な知識を有する職員を育成できるように人員配置に努めている。

問 公共下水道事業に農業集落排水事業を加え下水道事業となるが、一般会計からの負担金の状況はそれぞれ明確化されるのか。

答 明確化される。

●養老町公共下水道施設管理運営基金条例等の廃止

問 コミュニティプラント事業基金の残額は。

答 6万2158円であり、維持管理費に充当する。

予算特別委員会への付託議案

●令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）

問 障害者自立支援給付事業が、約1億4800万円の補正増であるが、具体的な要因は。

答 日中活動系サービス事業の生活介護に係る給付費・就労継続支援に係る給付費及び住居系サービス事業に係る給付費が増額したことによるもの。

問 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の対象世帯件数は。また、類似市町村と比較してどうか。

答 2200件分を予算計上しており、近隣類似市町とほぼ同数である。

12月定例会

令和5年第4回定例会が12月11日から21日までの11日間の会期で行われた。

初日（11日）は1件の専決処分の報告があり、条例の一部改正、補正予算など23議案の提案理由の説明があった。条例の一部改正などについては、それぞれ常任委員会に付託し、補正予算については、予算特別委員会に付託した。また、選挙管理委員4名及び同補充員4名を指名推薦により決定した。他に、議員発議による条例の制定について可決した。

2日目（20日）は、6議員が一般質問を行った。

最終日（21日）は、各常任委員会委員長及び予算特別委員会委員長より、付託された議案についての審査の経緯と結果の報告後、採決を行った。初日に提案理由の説明があった23議案について全て原案のとおり可決した。また条例についての追加議案があり、提案説明を受け質疑討論を経て可決した。

定例会の主な（総括）質疑内容

●養老町公共下水道施設管理運営基金条例等の廃止

問 農業集落排水施設管理運営基金の残額と廃止後の行先は。また、一般会計で対応しているコミュニティプラント事業の今後の方針は。

答 残額4858円で維持管理費に充当する。コミュニティプラント事業は今後も一般会計で対応していく。

●養老町一般会計補正予算（第5号）

問 公文書において「障害」の漢字の「害」をひらがなの「がい」に表記するよう、条例や規則で定めている自治体があるが、当町においても条例や規則で定めていく考えはあるか。

答 条例や規則・法令などに規定される用語・名称・団体・固有名詞以外はひらがな表記としている。十分精査していく。

産業建設委員会への付託議案

●養老町上下水道事業の設置等に関する条例の一部改正

問 農業集落排水事業を地方公営企業法に適用することにより、事務内容はどう変わるか。

答 地方公営企業法に適用することにより企業会計となるため、会計方式がより複雑となる。企業会計について専門的な知識を有する職員を育成できるように人員配置に努めている。

問 公共下水道事業に農業集落排水事業を加え下水道事業となるが、一般会計からの負担金の状況はそれぞれ明確化されるのか。

答 明確化される。

●養老町公共下水道施設管理運営基金条例等の廃止

問 コミュニティプラント事業基金の残額は。

答 6万2158円であり、維持管理費に充当する。

予算特別委員会への付託議案

●令和5年度養老町一般会計補正予算（第5号）

問 障害者自立支援給付事業が、約1億4800万円の補正増であるが、具体的な要因は。

答 日中活動系サービス事業の生活介護に係る給付費・就労継続支援に係る給付費及び住居系サービス事業に係る給付費が増額したことによるもの。

問 物価高騰に伴う低所得世帯支援事業の対象世帯件数は。また、類似市町村と比較してどうか。

答 2200件分を予算計上しており、近隣類似市町とほぼ同数である。



●養老町国民健康保険税条例の一部改正

問 今回の改正により創設される、出産する被保険者の所得割及び均等割額を減額する措置は、流産や死産の場合も適用されるのか。

答 流産や死産の方も適用される。申請いただいたうえで措置であり、出産予定日の6か月前から申請可能。



問 減額手続き時に個人番号が必要とのことだが、マイナンバーカードを取得していない方はどのような手続きになるか。

答 マイナンバーカードを取得していない方に対しては、住民票で番号確認できることを案内したうえで手続きを行っている。

問 どのように減額措置を行うのか。

答 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。

答 住民税が課税される方に均等割りに併せて課税されるもの。

問 減額すべき保険税を到来時期の納期数で按分し、各納期において徴収する保険税から減額する。

問 国税の森林環境税は町民全員が課税されるのか。